

町田市行政不服審査会  
2018年度第16号事件  
(審査請求人 ○○ ○○)

2022年3月23日

答 申

町田市長 石坂 丈一 様

町田市行政不服審査会  
会 長 野 村 武 司

2019年3月13日付け18町総法第140号(2018年度第16号事件)でなされた諮問について、以下のとおり答申いたします。

### 第1 審査会の結論

審査請求人○○○○(以下「審査請求人」という。)が2018年11月8日付けで処分庁町田市長(以下「処分庁」という。)に対して行った個人情報訂正請求に対して、処分庁が2018年11月27日付け18町政聴第45-1号をもって行った個人情報非訂正決定処分は、妥当である。

### 第2 審査請求の趣旨

審査請求人は処分庁が2018年11月27日付け18町政聴第45-1号をもって行った個人情報非訂正決定処分を取り消すとの決定を求めた。

### 第3 本件事案の経緯

1 審査請求人は、町田市個人情報保護条例(以下「本件条例」という。)第22条第1項の規定により、2018年11月8日付け「個人情報開示等請求書」で、処分庁に対し「合同相談会について(2018年11月7日付け18町政聴第42号)」を対象文書とし、以下2つの訂正を求めた。

(1) タイトル「合同相談会」を「アーバンネットと町田市との合同相談会」とする訂正（以下本件訂正請求①という）

(2) 本文4行目に記載された「解決に向けた専門的見地から意見を話しています。あくまでも助言になります」を「相談員が町田市の責任において適正なアドバイスをして責任を明確にして解決に導くものとする。」とする訂正（以下本件訂正請求②という）

2 処分庁は、本件訂正請求①はメールフォームによる問い合わせの際に請求者が記載した件名をそのまま引用したものであることを理由として、本件訂正請求②は市の事業についての説明であり、請求者について言及したものではないことを理由として、それぞれ非訂正とする決定をし、2018年11月27日付け18町政聴第45-1号「個人情報非開示等決定通知書」により審査請求人に通知した。

3 審査請求人は、審査庁町田市長（以下「審査庁」という。）に対して、上記処分を不服として2018年12月4日に「審査請求書」により審査請求を行った。

4 処分庁は、2019年1月24日付け18町政聴第54号「弁明書」により弁明した。

5 審査庁は、本件条例第30条第2項の規定に基づき、2019年3月13日付け18町総法第140号「審査請求について（諮問）」により、本件審査請求について当審査会に諮問した。

6 審査会は、次のとおり調査審議を行った。

2021年11月12日 審議

2021年12月10日 処分庁への事情聴取

2022年1月7日 審議

2022年2月4日 審議

2022年3月8日 審議

#### 第4 審査請求人と処分庁の主張

1 審査請求人は、審査請求書において、相談内容についても宅建協会は町田市に問い合わせとの返事なので、町田が責任を負う立場でもある。第22条事実には誤りと不正確な内容であるとの主張をした。

2 処分庁は、弁明書において、本件訂正請求①は、町田市ホームページに

おけるメールフォームを利用して、政策経営部広聴課に対して行った問い合わせの際に審査請求人が記載した件名をそのまま引用したものであり、事実に誤り又は不正確な内容があるとは言えないとし、本件訂正請求②は、市の事業についての説明であり、審査請求人に関して言及した部分ではないため、条例第22条に基づく訂正の請求の対象となるものではないとし、以上のことから、非訂正決定は妥当であるとの主張をした。

## 第5 審査会の判断

### 1 本件対象文書について

#### (1) 本件対象文書の概要

本件対象文書は、町田市が主催し、東京都社会保険労務士会多摩統括支部町田地区、(公社)東京都宅地建物取引業協会町田支部、東京司法書士会町田支部、東京都建築士事務所協会町田支部、東京土地家屋調査士会町田支部、行政相談委員、(公社)東京都不動産鑑定士協会、東京都行政書士会町田支部の相談会参加団体8者によって組織された権利能力なき社団である「未来を創るアーバンネットまちだ」によって2017(平成29)年10月1日に実施された合同相談会において、審査請求人がその個人の生活において生じた問題に関して行った相談に対するアドバイスが適切でなかったとして、その実施の約1年後(2018(平成30)年11月2日)に、審査請求人が町田市ホームページにおけるメールフォームを利用して実施機関(担当部署:政策経営部広聴課)に対して行った問い合わせに回答するために作成された文書である。

#### (2) 訂正請求の内容と実施機関の判断について

実施機関は、本件対象文書の表題とされている「合同相談会」の記載を「アーバンネットと町田市との合同説明会」に訂正することの請求(本件訂正請求①)を、審査請求人が町田市ホームページにおけるメールフォームを利用して行った問い合わせの際に記載した件名をそのまま引用したものであることを理由として、拒否している。

また、実施機関は、本件対象文書における回答の本文中の「解決に向けた専門的見地から意見を話しています。あくまでも助言になります」との記載を「相談員が町田市の責任において適切なアドバイスをして責任を明確にして解決に導くものとする」に訂正することの請求(本件訂正請求②)を、当

該記載の内容が市の事業についての説明であり、審査請求人について言及したものでないことを理由として、拒否している。

そこで、実施機関のそれらの判断の適否について判断する。

## 2 実施機関の判断の当否について

### (1) 本件訂正請求①の部分についての判断

本件条例は、「市民は、自己に関する保有個人情報について事実には誤り又は不正確な内容があると認めるときは、実施機関に対し、保有する個人情報の訂正を請求することができる。」(本件条例第22条第1項)と定める。そして、ここにいう「事実には誤り」とは実施機関の管理する保有個人情報が事実には誤らして誤っていることをいい、誤った事実の認識に基づいた不正確な評価が記載されている場合を除き、保有個人情報の本人に関する他者の評価・意見等の価値判断を含む記録については、それが本人の価値判断と異なるものは、「事実には誤り」があるとは認められない。また、「不正確な内容」とは、必ずしも誤りであるとまではいえないが、事実について誤解を与えるなど事実の記載として不十分なものであることをいう。

ところで、本件訂正請求①は、2018(平成30)年11月2日に町田市ホームページにおけるメールフォームを利用して実施機関(担当部署:政策経営部広聴課)に対して行った問い合わせの「件名(タイトル)」欄に、審査請求人自身が入力した記載と同一であることが認められる。本件対象文書が、当該問い合わせに対応して作成されたものであると認められることから、そのことを明確にするために、当該問い合わせの「件名(タイトル)」欄の記載と同一の文言を使用することは、問い合わせ対応業務における文書作成上、当然かつ自然であるといえることができる。したがって、本件訂正請求①に関する記載内容には事実には誤り又は不正確な内容があるとは認めることができない。よって、実施機関の処分は妥当である。

### (2) 本件訂正請求②の部分についての判断

本件条例に基づく訂正請求の対象は、実施機関の保有する個人情報であり、この個人情報は、「特定の個人が識別され得る情報(他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)」(本件条例第2条第2号)であることから、訂正請求のなされている記述部分が特定の個人に言及したものである必要はないのであり、当該記

述部分が他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなる情報となっていれば、それは本件条例にいう個人情報である。

ところで、本件対象文書は、前述のとおり、町田市が主催し、権利能力なき社団である「未来を創るアーバンネットまちだ」によって2017（平成29）年10月1日に実施された合同相談会において、審査請求人がその個人の生活において生じた問題に関して行った相談に対するアドバイスが適切でなかったとして、その実施の約1年後（2018年11月2日）に、審査請求人が町田市ホームページにおけるメールフォームを利用して実施機関

（担当部署：政策経営部広聴課）に対して行った問い合わせに回答するために作成された文書であり、その名宛人記載欄には審査請求人の氏名および住所が記載されている。したがって、本件訂正請求②の記載部分が、町田市の当該合同相談会の事業内容を説明するものであるとともに、特定の個人たる審査請求人の行った相談に対する回答（アドバイス）の性質を表現したものであるのだから、当該合同相談会の事業内容の説明であるとの面だけを捉えて本件条例第22条に基づく請求の対象となるものではないとする実施機関の主張は独自の見解であって、妥当でない。

そこで、さらに、本件訂正請求②の記載内容に事実に誤り又は不正確な内容があるか否を判断する。

前述のとおり、本件条例第22条第1項にいう「事実に誤り」とは実施機関の管理する保有個人情報に事実に照らして誤っていることをいい、誤った事実の認識に基づいた不正確な評価が記載されている場合を除き、保有個人情報の本人に関する他者の評価・意見等の価値判断を含む記録については、それが本人の価値判断と異なるものは、「事実に誤り」があるとは認められない。また、「不正確な内容」とは、必ずしも誤りであるとまではいえないが、事実の記載として不十分なものであることをいう。

本件に関する合同説明会実施に当たり配布された当時のチラシはすでに保存期間満了の故に廃棄されているため、当審査会において実際に当該チラシの記載内容を確認することはできない一方、直近の2021（令和3）年10月17日に実施された当該合同説明会のチラシには、たしかに、「あくまでも専門家によるアドバイス・助言につき、解決を保証するものではありません。」と明確に記載されていることから、当審査会において調査したところ、

当該記載は、本件審査請求の提起後に追加されたものであることが確認された。しかしながら、今回の合同説明会のように、相談会それ自体は町田市が主催したとしても、市民が実際に行うその生活上の法的問題を含む各種の相談を専門士業者らの関係団体に所属する者が、その相談を受け付けた上で、その専門知識を用いて相談者の市民にアドバイスを回答する場合には、通常、その回答だけで相談内容の解決に常に至るものとなるわけではないと考えられる。また、このように、市民からの各種相談に対する回答は専門士業者らによって行われるものであり、かつ、当該合同説明会の主催者がその回答内容に何ら関与しているものでもなく、また、関与することが予定されているものでもないことから考えても、主催者が相談内容について責任を持って解決することが保証されているものとも考えることもできない。

したがって、当時配布された合同説明会のチラシに、直近の2021（令和3）年10月17日に実施された当該合同説明会のチラシにあるとおりの「あくまでも専門家によるアドバイス・助言につき、解決を保証するものではありません。」の記載がなかったとしても、当該合同説明会の性格上、本件対象文書における「解決に向けた専門的見地から意見を話しています。あくまでも助言になります」との記載について、事実には誤り又は不正確な内容があるとは認められない。

よって、本件訂正請求②を拒否した実施機関の処分は、その結論において妥当である。

### 3 結論

以上のとおりであるから、実施機関の判断は妥当である。